

J. Verheij 日本報告（一八六七年）について

横山伊徳

はじめに

幕末維新期の対外関係史において、外国貿易研究は外交史的研究とともに一つの大きな柱をなしていた。しかし近年は政治外交史に多くの関心が向けられている。工業化製品が幕末維新の日本に大きな影響を与えたとする理解（在来産業の解体的再編）が背景に退き、それに代替する考え方として、開港以前の在来経済の展開と変質が外国貿易を自らの（市場）経済構造に組み込むという理解が進んだ結果、国内の経済状況の解明に力点が置かれるようになった。たとえば、『講座明治維新 明治維新の経済過程』（総論）では、「小農家族経営と強固に結びついた間屋制家内工業形態によって行われた」明治期の繊維生産を国内織物業の基盤であるとする¹⁾。

確かに、中国開港に関する研究では、こうした小農業と家内工業が結び付く在来経済の強固さ（現象的には工業化製品が思うほど売れないという価値法則の未貫徹）という現象は、有名なミッチェル報告をはじめ古くから指摘されてきた。この報告は、マルクスの中国社会観に大きな影響を与え、彼は「中国との貿易」（一八五九年、以下五九年と表記する）において、「中国における小農業と家内工業の結合した経済構造を、外国商品に対する主要な抵抗力とする」という論旨を導いた（衛藤藩吉）。

開港による中国経済の解体的再編が単純には起こらなかったことを、以上のように考えると、外国貿易を受けとめた在来（小農）経済は東アジアである種共通する展開を示す、という考え方もありえる²⁾。

他方で、生産そのものより、商品取引＝貿易をなり立たせる流通や金融・信用のあり方に注目する考えも少なくなかった。たとえば、日中の開港条約の比較検討の中で、内地通商権の有無が問題となった。しかし、内地通商権が中国における外国商社に有利に働いた局面は多くはないとい³⁾。むしろ居留地で取引を仕切った中国商人団体が外国商社に多大な困難を抱えさせたとする本野英一の指摘を踏まえると、生産や商取引を取り巻く在日外国資本と日本側商人の流通・金融分野での関係性を考えて見ることは、在来経済の展開を論ずる際にも不可欠であろう⁴⁾。

今回紹介する J. Verheij（ヨハネス・フルヘイ、以下固有名詞は定着しているもの以外は原綴のままとする）日本報告（NJ-HANA 2. 20. 1/5281/nr. 67）は、ミッチェル報告から一〇年ほど遅れて、六七年にオランダ貿易会社（以下 NHM）が横浜・長崎に派遣した人物の復命書（同年五月一日、バタヴィアにて提出）である。ここでは、まず、対日貿易の急速な増大と六六年史上初の世界恐慌への対応を前提として、NHM の対日貿易の実態と適正取引量への減速策を論じている。ミッチェル報告とは対称的ベクトルを持つ対日貿易論といえよう。そして、この議論

の中で、外国商社の経営の諸側面、流通・通貨・金融・労務・信用・政局判断などから営業を展望している。これらは、幕末維新期の貿易について再検討する材料を与えている。本野が論じた「条約港社会の生成と展開」という分析視角は、単に貿易Ⅱ経済上の問題だけではなく、通商から外交Ⅱ政治の現場としての条約港社会に援用することができる。条約港社会（形成）⁶論は、幕末維新政治史にも新しい手がかりを与えると考えられる。

まず、オランダ貿易会社について簡単に紹介しておこう。⁷ N H Mは、二四年オランダの近代化と東インド植民地の再興を目的として創設された国策会社であり、三〇年から東インドに導入される強制栽培制度を担ったことで知られる。同社が日本に本格的に関与し始めるのは、日蘭追加条約によってオランダ側の貿易参入が自由化され協荷貿易請負人制度が廃止されたことによる。⁸ つまり追加条約による貿易規定を実質化するべく、安政開港以前にN H Mは代理人ボードウアンを長崎に送り代理店を開設する。⁹

N H Mアムステルダム本社は、世界各地での経営展開に際して、定例的・恒常的報告を一貫して集積すると共に、さまざまな機会を捉えて監査や通商の新しい可能性について調査を行った。それは中国やタイについても同様であり、こうした報告書はN H M文書（NLHANA.2.10.1）全体で一七七号まで伝来している。一九世紀日本について限れば、二八年（長崎、横山B参照）、六一年（長崎）、六四年（横浜）、六七年（横浜と長崎、本報告）、六九年（新潟）、七三年（土佐）、七四年（日本）を挙げることができる。

本稿は、その報告の二〇J. Verheij日本報告（六七年）の要訳と、それに対する補論からなる（以下、報告要訳を本文とし、字下げで横山による補論を記す）。報告者Johannes Verheijは、バタヴィア本社下の各

地の営業状況について同種の監査的報告を書いており、そうした専門家であると想定される。¹¹ つまり、N H Mが維新変革を目前にして対日貿易に対してとった経営転換を示す中核的史料である。一三六頁という分量と補足的説明の必要性を勘案して、本稿では、J. Verheij日本報告の全体像を伝えつつ、六六年世界恐慌を画期とする外国商社の営業動態を例示し、幕末維新日本において、対外貿易のための直轄特権港湾（都市）社会から条約港社会が形成する過程の理解の一助としたい。

一、横浜代理店の状況

〔序〕

J. Verheijは六七年一月一六日にバタヴィアを発ち、シンガポールを経て、フランス籍蒸気郵船Imperiales号で二月二日に横浜に到着した。途中上海においてオランダ貿易会社の同地駐在員を勤めていたF. Kroes商會を訪問している。横浜に着いた彼を出迎えたのは前年一月所謂豚屋火事で焼け落ちた風景である。N H M横浜代理店も住居と事務所を焼失した（倉庫は無事）ので、N H M横浜代理人Van der Takと^{Verheer, Tak} 雇員らが避難生活を送る総領事ファン・ポルスブルックのところへ、Verheijも客居することとなった。

そもそもN H M横浜代理店は、六四年に長崎からTakが赴任して開業した。それまでは、バタヴィアを根拠とするドイツ系商人Tector^{Tector}が、横浜の業務を請け負っていた。神奈川駐在オランダ副領事代理ポルスブルックは来日当初Tector商會のメンバーであった（Moeshart, 2018）。¹³ 日本各開港地に開設されるN H M代理店は、オランダ（副）領事館を兼ねる例がほとんどであった。N H M優遇として他のオランダ商人から批判を浴びることになる。

〔横浜代理店の会計処理〕¹⁴⁾

横浜代理店の人的構成は次の通りである。横浜代理人J.H.その他に二人の雇員¹⁵⁾がおり、使用人がいないので事務所の雑務も課せられていた。営業規模に比して、横浜が出島の三分の一の人数でやりくりしているのは、事務仕事のできる日本人や中国人が得られないからで、ヨーロッパ人スタッフの増加が必要とVerheijは述べている。

更に、代理店には生糸の鑑定人Inspecteur (Bon/Bonn)が働いており、その仕事は購入された糸荷の検査と、生糸を扱う日本人商人のところに日々巡回して、供給状況や市場価格の情報提供をすることに限定されている。この生糸鑑定人は、月一〇〇ドルの給与、住居費と食費を無料とし代理人の一部屋を提供という待遇をうけた他に、その仲介によって購入され検査された生糸荷の〇・五%のペイバックを受け取っている。

事務所のほかに倉庫があり、そこには倉庫長Boemがいる。オランダ生まれの元船員で、数ヶ月前に月五〇ドルの給与で任命された。更に、日本人買弁一人と人夫親方^{handout}が二人、そして常雇の人夫が五人いる。人夫は小舟の漕ぎ手であり、夜は倉庫の番人である。倉庫のスタッフのため¹⁶⁾の支出は総計一三二ドルで、倉庫長と日本人スタッフたちは、会社倉庫の敷地に住んでいる。倉庫業務は大規模すぎ現状では無理がでていると、Verheijは報告している。横浜で同規模の取引を行うイギリス商会はもっと人数が多く、もっと高給のスタッフが働いているという。

推定六八年の横浜代理店スタッフ写真が二構図知られている。一つは、Ton de Graaf, 2012に収録されたABN AMRO社のもの、もう一つは、Moeshart, 2018に収録されたフラタマ写真コレクションのものである。両者は構図を異にするがメンバーは共通と思われる。すなわち、Pistorius, Bon (Moeshart, 2010)によれば、Bonnという生糸鑑定人となつてゐる、Donker Curtius, Tak, Meesに日本人

買弁一人、人夫親方(あるいは倉庫番)三人である。これらの写真からすると、従業員は増加している。現地採用の倉庫長Boemは解雇されたのだろうか。代わりに未婚、無職とされたB. Donker Curtius (父親はJ.H.ドンケル・クルチウス)の登場は目をひく。また、日本人スタッフのうち人夫親方は三人となっている。この点でも増員の傾向が窺える。なお、人夫親方が羽織を着用しているのに、買弁とされる人物が着流しであることは興味深い。

物流と営業にかかわる金銭の動きは次の通りである。まず商品の積み卸しは小舟で行われ、大体一五梱の羅紗を積むことができる。碇泊地へ小舟で出かける船賃(漕ぐのは常雇の人夫が行ったとあるので船の使用料のみか?—横山)は一往復一ドルが支払われる。一箱ないしは一梱あたりの商品荷卸と積上げ(つまり荷役賃—横山)で、天保銭四枚から六枚が支払われ(天保銭四五から六〇枚で二ドル)、積卸は時間がかかり仕事は天候次第で不確かで、小舟は半分の積荷で戻ってくることも少なくない。一方で満額の船賃が支払われることもある。横浜代理店において積卸の経費は、一艘使えば、一箱ないし一梱あたり〇・二〇〜〇・二五ドルかかる。¹⁷⁾

横浜港における輸出入関税の課税は、六六年に定められた改税約条に従って行われている。結果、商品の輸出入申告において運上所からのトランプはない。

貿易にかかわる経費として、保険がしばしば問題となった。横浜代理店の建物と商品は、横浜で設立された複数の火災保険会社によって、年一・五%の保険料で補償されている。この保険料は、火災保険料率として最安値である。つまり、NHM所有品は、保険会社によって「ファーストクラス」と分類されている。今後住居と事務所の火災保険料は、年一・六二五%になると見込まれている。

一方取引そのものについて、Verheijは、横浜代理店が独自の帳簿を保
持せず会計書類は出島に送っているとし、取引実績は不明とする。代理
店収支では、収支計算書の総計が横浜代理人の取扱う資金額を示してい
て、金庫と銀行に存在する資金と、代理店の債権との総計である。

Verheijは二月一五日に会計書類を締め、その金額が、金庫にあるとす
る現金一三・八九四、七三ドル、幕府への債権一九・八〇〇ドルで、総
額三三・六九四、七三ドルであると確認した。横浜では、銀行に預けら
れた金は金庫にあるとして考えられ、銀行預金額は総額一三・七八一、
七三ドルである。J.B.K.の会計は、東インドの代理人が銀行預金と現金勘
定を持っている場合とは異なっている。J.B.K.の管理下にある現金勘定帳
簿をVerheijはチェックし、帳尻が合っていることを確認した。現金勘定
帳簿における各請求の記入は、銀行の会計係が行っている。地域的な習
慣に従って、記入の事実代理人が銀行口座に入金した金額をもって有
効と認められる。取締役会は銀行口座毎の代理人の出入金証明書原本を
三ヶ月毎に受け取る。現在は、オリエンタル銀行会社とインド・ロン
ド・アンド・チャイナ⇨チャータード・マーカンタイル銀行である。

代理店には販売台帳、仕入台帳、在庫台帳、為替台帳と現金勘定帳が
すべて然るべく管理されていることをVerheijは確認し、次のように言
明した。横浜代理店の数字上の収支計算は、良好に行われ、封緘されて
管理されている、と。この最後のことは、出島への月例会計書類の送付
で明らかであり、一月のそれは二月一二日に出来上がり、一四日に蒸気
船で送付された。

商品の在庫管理について、帳簿上存在することになっている商品を現
場で照合することは出来なかった。対象個数が多すぎ、多くの時間を必
要とするからである。Verheijは今回の出張目的に合わないとし、ここ
数日での印象が好ましいもので、横浜代理店は同地の貿易商会の中で名

誉ある位置を占めている（つまり大規模な不正は考え難い—横山）と評
価した。

日本人商人への販売は現金払いで行われ、代理人は大手の契約相手に、
商品の集金や支払に三〜四週間の猶予を認める便宜を与えている。販売
価格と支払は、常にメキシコドルでと条件付けている。余儀ない事由で
壹分銀での支払もあるが、日本人商人から壹分銀が支払られると唯一
銀行で通用するメキシコドルにすぐに両替する。このため現在J.B.K.に壹
分銀はまったく寄託されていない。一〇〇ドルは壹分銀三三〇枚となっ
ているが、J.B.K.が壹分銀を保証金として受け取る場合は、壹分銀三四〇
から三五〇枚相当の兌換率で受け取っているので損はない。日本人商人
への販売と物産の購入は、他人の仲介なく決算される。手形の購入に際
しては、これとは異なり、J.B.K.は売り手が〇・一二五%の手料を払う
かたちで仲介人を使う。

〔建物の建つ敷地の購入〕

横浜代理店の敷地について、NHM取締役会は六六年一〇月二四日付
公文で特別調査を命じた。これを受けてVerheijは、オランダ政府がN
HMに割り当てた区分地の幕府への返却、J.B.K.によるより広い敷地の購
入という二案件を实地に調査した。その際、六七年一月一六日付取締役
会宛J.B.K.書翰がガイドラインである。Verheijはまず、この問題を横浜
および出島代理人の権限（逸脱）問題としては扱わない、とする。この
二案件は、六八年江戸開市に関係する。横浜代理店ではこれを見越して
代理店の拡張を図り新しい区分地を入手した。取締役会はこの拡張策に
懐疑的であった。江戸開市で機能低下が想定される横浜に新しい投資を
行うのは合理的か、というのである。しかもこの新区分地入手に先立っ
て旧区分地を処分したのであるが、それが売却ではなく日本側への返還
となったのは不自然という。

幕府に返還された区分地は、本来幕府から（公館用地として）オランダ政府に貸与されたものである。その後、駐日オランダ外交代表部はその区分地を利用しないとしたので、取締役会は、オランダ政府にこの区分地を一定の条件で横浜代理店へ移管することを働きかけた。しかし、この移管は、幕府と条約締結国とのあいだで結ばれた覚書と合致しなかった。Jは総領事のところでのこの区分地について取調べ、六四年一月二十九日付覚書第六条に関し、代理人が取締役会への報告の中で注意を喚起していたことを確認した。同条は「箇中第二と記せし今般条約を結びし各国コンシユル館及び住居の為に取払ひ且免されたる場所は、其家屋を全く取払ふへし、此地区別分配の事に付、日本官吏と談判する事なく、是迄コンシユル等取極し如く、互に右地所を配分せん為に渡さるべし」とあり、従って、NHMが倉庫や建物を建てることは上記の覚書から逸脱していた。しかしJは神奈川奉行から上記の区分地の登記証を受け取っていた。とはいえこの書面には、会社が第三者に土地を売却できるという規定は当然ながら存在しなかった。代理店の倉庫が一杯となり、住居を建築する手段を探るなかで、六六年三月代理人は登記証の中に、売却の権利が欠如していることに気づいた。売却規定は、財産に関する通常の法では不可欠である。Jは神奈川奉行に、登記証が完全となるよう働きかけたが、空しく終わった。

そこでJは、問題の土地をできるだけ早く手放す決定をした。「領事の住まいと事務所用」とあるため、第三者に販売することは不可能なので、同人は、幕府が保税倉庫の建設に取りかかるといふ特殊な状況（改税約条の規定）を利用して、区分地の地権を幕府に総計一〇、七〇九ドルで返還することに成功した。これは六六年六月中旬までかかった。翌七月Jは新しい区分地をその上にある建物と共に入手した。

Verheijは、先述のTak書翰の記述が本案件の概要を示している、と

確認する。その上で、このような紛糾に至った理由は、当時横浜に居留していた雇員であるJがきっかけを与え、出島代理人の仲介を経て取締役会に出された提案、すなわち、オランダ政府用のこの区分地を、オランダ政府が病院の設立のために使うはずだった約七、〇〇〇ドルの費用分としてNHMが受け取るという交換条件の中に求めねばならないし、取締役会にこの提案が出されたときに、先述の六四年一月二十九日覚書を考慮しなかったことに在日代表部は非難を受けてしかるべし、とする。

その上でVerheijは次の通り判断する。横浜のNHM営業拠点設立に伴う多忙が当時続き、政治的区画における建物を規定する覚書を、Jが見過ごしたことは理解できる。駐日総領事も覚書の内容を考慮していなかったようで、少なくともJにこの点を明示しなかったし、明示していればこの提案はNHMにとって有利ではないと取締役会が気づいたはずである。Jは、六六年三月に件の区分地の制限を知り建造する企画を停止したときに、状況を直ちにアムステルダム本社に報告し判断を求めるべきだった。同人はこれを行わず出島代理人の承認の下で自己の権限下で処理した。Jや駐在総領事に行った尋問から、以上の過程でJが極めて誠実に対処し、自分の資金から実際の支出額七、〇〇〇ドルを穴埋めした。

この案件の結論が出た以上、次は、幕府へ区分地を返還する案件に結論が求められる。まず覚書によって件の区分地は横浜に居住する領事の住居と事務所のためにのみ割当られたものであるとし、横浜の地図の上外国領事館と記された区域に当ること、幕府は保税倉庫の建設以外の他の目的のために使っておらず、条約締結国代表部は、保税倉庫が全体的な必要のための設備であるなら、この倉庫を設けてよいという合意を与えていたことをVerheijは指摘する。更に六六年一月二十九日付横浜居

留地約書第十一條⁽²²⁾には、六四年覚書第六條の意味に關して何の疑問も残らないよう、「コンシユル所の地所をコンシユル住所及び役所より他事に用ひなば其地所の区分の地券は日本政府にて右の振合にて全く廢物となすへし」と記され、NHMが利用し続けても困難は深まることになる。証書の中にその許可文言のないまま区分地の第三者へ移譲は不可能で、元の区分地は、NHMが絶対的に自由な処分権を所持している土地ではない。この土地から自由になることが望ましいのは疑いない。七、〇〇〇ドルは先述の如くJEGが自己資金で支払い、一、〇〇〇ドルは取締役會が支払った。この損金は否定のできないもので相当の額であり、支出が正当な比率であるかどうか明示するのは難しい。その上でVerheijは、たとえこの返還が高額の損金を伴わざるをえないとしても、返還はNHMに利益をもたらす、とした。そして、JEGが七、〇〇〇ドルの損失を自己資産から弁済したことは、返還がやむを得ないことでその行為の無意味なことを彼が自覚した証拠のみならず、区分地を放棄するにあつてもっともよい条件を彼が幕府に対して提示した証拠としても役立つであらう、と結論する。

Verheijは、古く狹隘な区分地四四二坪を使い続ける場合の経費五、六四〇ドルと、別のもっと大きな土地と交換するという経費との相互比較を行う。新しく購入された区分地は、九一八坪で完成すれば家屋、付属建物、事務所、倉庫四棟を備えるはずで、代金は四三、〇〇〇ドル(損金一、〇〇〇ドルも含む)となる。これらはアムステルダム本社が支払った。この四棟の倉庫は、パートナー契約による商品の在庫三、八七五梱まで充分収納する。建物の売価の一二%を会社が払う賃料と計算すればたかだか五、一六〇ドルに過ぎない。しかも商品の夜間の保管も容易となり、商品も恒常的に「ファーストクラス」の建物に収納されることになる。この利点は、元の区分地では得られない。なぜなら、現在借りる

ことのできる多くの倉庫を、保険会社は「ファーストクラス」とはみなさないであろうからである。豚屋火事で焼け残った倉庫二棟は当面の商品収蔵庫として使われている。そこには商品の供給や加工には全く不十分なスペースしか残っていないが、第三の倉庫が建設中で間もなく供用できる。事業場の広さが二つの建築を同時に進めることを許さないので、第四の倉庫は家屋の完成を待っている。第四の倉庫の建設の営業上の適否をJEGと相談し、商品や産物の在庫を考えれば、これらは通常は営業拠点にあるべきで、この倉庫は、部分的に野天で行われている購入生糸の選別と梱包作業用に設備されることになっているとし、営業上停滞する現状が強調される。

Verheijは横浜の将来性について次のように結論する。来る八月か九月ころ新代理店の完成の暁には、会社はその取引の規模と横浜での世界貿易上の地位にふさわしい資産を手中にする。その費用総額は四三、〇〇〇ドルで、JEGが信頼できる人々と建築契約を結んだので、それ以上は膨らまないであろう。この建物と他の商人の建物と比較してみると、上記の金額はさほど高くはない。同人が新しい区分地を入手したとき貿易危機⁽²³⁾がひどかったので、横浜での相場は安値で、大工工事と拡張工事は適宜進めることができた。

会社が財産を失う危険はほとんどなく、新しい区分地は海岸通りであり、もし横浜の貿易が減退するとしても、家屋が価値を下げる状況はほとんどない。たとえ、江戸や兵庫が貿易のために開かれたとしても、横浜は重要な拠点の一つであり続けるであろうというのが一般的な観測である。江戸の位置は、横浜から船で一時間半以内で到着できるが、取引にはあまりふさわしくはなく、横浜は当面江戸に送るべき商品を荷卸しし、ときに在庫する、ある種の保税倉庫であり続けるであろう。以上の確信をえて、以前の土地の放棄と新しい土地の購入の案件とそこから生

じた事態は有意義であると報告する。これは出島代理人との会談によつても変わらない、とVerheijは結んだ。

二、長崎の状況

Verheijは横浜代理店を三月二日に出発し、すぐに船便があつた上海經由⁽²⁴⁾で出島へ渡ることができた。同月一日の夕方出島に到着した。

出島のスタッフでは、Verheijの到着する数日前にP. E. Pistoriusが横浜へ向かつたので、事務処理は、代理人ボードウアンと三人の雇員が行い、その内Kollasが会計責任者であつた。横浜と同じく、すべての書類仕事は、事務員がいないので雇員が行つていた。現金出納人と買弁⁽²⁵⁾はこの代理店にはいない。倉庫には五人の常雇人夫⁽²⁶⁾があり、漕夫⁽²⁷⁾もある。毎月総額二〇ドルの賃金で働いている。さらに毎月二〇ドルが倉庫と住居と出島の照明の作業費として支払われている。最後の金額はこの代理店の支出金額として、「居留地会議」⁽²⁸⁾が受け取っている。

この港の艀の賃料は相応で、艀一艘に約三〇梱のシャツ生地（綿もしくは亜麻）を積載し片道金一分である。この荷役は、艀の荷役に碇泊地で援助をする人夫（一人または二人）の賃金に応じて高くなる。現在人夫の日銭は天保銭二〇枚で大体金一分である。

江戸時代は通例、オランダ船と出島の間の往来は、荷漕船（サンパン）という手漕ぎの船が使われ、艀は洋船・唐船を湾内最寄まで曳航する帆掛船であつた。艀を搬送に使い、洋船の碇泊地の変化や積荷の増大に対応したのであろう。

〔商品の販売と金銭勘定〕

Verheijは出島代理店には貧弱な営業基盤しかないとし、出島における取引は横浜に比して簡素なものであることから、取締役会が代理店を監視できるように、報告を個別の主題に分割した。まず「商品の販売」

と取引が帳簿化される過程と、それに密接に関係する「金銭勘定」との二つの主題を取り扱うことにした。

代理人ボードウアンの監督下に、雇員Tombrinkが特別に販売を任せられた。それはドル建て取引に限定されず、価格決定には普通に壹分銀が使われている。この壹分銀で日本人商人は購入商品の代価を支払つた。メキシコドルは、長崎ではほとんど流通していなかつた。ボードウアンは商品を開梱するに当たつて、入手したドル建て価格を日々の兌換率に応じて壹分銀価格に概数で兌換する、そうして取引が成り立つと、買手の支払金額が壹分銀で計算され、買手は買入額を壹分銀で支払う。ボードウアンはその壹分銀価格をドル建ての販売価格に兌換する。そして支払額がドルで支払らわれたかのように金庫に入金する。壹分銀での販売価格は、当然端数を付けた形でしかドルに兌換できないが、彼はこの端数を切捨て、その結果彼の帳簿には正確な数字は記入されず、日々の兌換率に従つて計算された価格は、商品に対して受け取つた実際の壹分銀価格に対応しない。

この説明はおそらく、書類を管理しているボードウアンだけにわかることである。この小さな差額は一箇月ではそれ自体としては大したことではない。なぜなら、たいいてい、すべての取引について集計してみても、つりあうものだからである。

ボードウアンには、帳簿の基礎であり、その写が取締役等に送られ、ドルで記載される金銭出納簿の他に、受領と支出の記録（ある種の「金銭仮出納帳」⁽²⁹⁾）があり、これによつて、壹分銀とドルを区別して算入したり除外したりしていることがわかる。金銭出納簿の月々にさいして、存在するドルと壹分銀の金額は「金銭仮出納帳」から明らかとなる。金銭出納簿により、ある時点で金庫内総計が一〇、〇〇〇ドルを示し、「金銭仮出納帳」が六、〇〇〇ドルと示せば、金庫に存在する壹分銀も四、〇

○ドル相当となる。販売に際して実際その日の兌換率により受領された壹分銀より多くのドルが記帳されれば、ドルに対して壹分銀で示される価格は平均して低くなる。購入された産物は壹分銀で日本人商人に支払われ、ボードウアンはその購入時の壹分銀の兌換率にて、在庫額をドル建てで記帳する。壹分銀は現在一〇〇ドル当り約三一七枚相当である。これは前述の説明と合致する。

商人は、横浜での壹分銀の兌換率に準拠するように徐々に変わってきた。商人たちは壹分銀を横浜へドルへの両替のために送金し、二つの種類の通貨の間の兌換率は横浜でのそれに従う。長崎における販売に際しても、横浜が基準兌換率となっている。長崎商人たちは、横浜へ壹分銀を送付する間の利子損、そしてその損失額に応じて、長崎での壹分銀の価値を減少すべく心がけている。ボードウアンも可能な限りこのやり方に従っている。横浜で突然で大きな変化が壹分銀の価値に起こって以来、同人の横浜への送金が、ひどい損失を生むのではないかと危惧された。なぜなら、横浜からの情報では、一〇〇ドル当り壹分銀三三〇枚での支払が行われていたからである。壹分銀のこの価値下落はありえなさそうである。横浜の銀行が、壹分銀の買付けとドルへの改鑄のため香港²⁷⁾への送付をはじめたからである。

もしボードウアンが、ヨーロッパ經由本社宛送金か、あるいは、上海のGilmann商会やF. Kroes商会宛送金に為替手形を買うならば、その期限に有効なものとして出島で受け取る手形の支払いは、日々の対ドル兌換率で壹分銀で行われる。この為替操作において両貨幣間の関係は次のごとくボードウアンに有利なものとなる。すなわち、同人は、送金に関して壹分銀の購入が行われると、ドルに対する壹分銀の価値は不利なので、ドルの総残高より大きな壹分銀残高を作っておくのである。

更にボードウアンの送金では、二つの要素に注目せざるをえない。ま

ずロンドンにおける為替の購入に際して、為替の支払い時にドルに対して壹分銀が受け容れられるかを注意しなければならない。ポンドでの送金事例では、香港のSchillias商会が仲介したが、為替手数料如何によっては不利な場合が起こりうる。

また、この取引を受領と支出の状態（「金銭仮出納帳」）から追跡できたが、数ヶ月以前の記録が最早存在しない。金銭出納簿をしめた後は、今日迄各月毎に破棄されてしまった。上記の「金銭仮出納帳」は、代理店の取引を実務的に判断するためには不可欠の文書である。今後は受領と支払の書類に関して、しかるべき簿冊を設け、毎月その写を取締役会にも送付することをボードウアンに課した。すなわち、この写の作成と送付は今年三月一日から開始し、付属書類や代理店の金銭出納簿の説明書類まで抜けなければならない。しかし二種類の貨幣（メキシコドルと壹分銀）での記帳の構築と、関連する割増勘定は面倒なので、そこまで変更しなくてよい。六八年一月一日発効の日本の通貨体制を見てからとする。

なお、先述のポンド送金は、香港で為替が支払われない場合を考えると、保険や書類保管が不十分である。資金の送金には多くの困難があることに注意しなくてはならず、それ故ボードウアンはあらゆる機会を活かさねばならない。取締役はこの送金に対する承認に付随して、同人が自らを損失から守るためにすべての必要な補償を付けることを希望する。実際の補償は不十分で口約束で補償が得られるとは考えられない。ボードウアンと話し合い、今後取引関係の領収書は破棄しないよう要請した。

通例、金額の支払時点の商品販売はメトとなる。しかしいくつかの例外がある。ボードウアンは、堅実で出島に居留している商人には、一四日以内の商品の支払い猶予を認めている。しかし、Verheijと同じく掛売

を軽々しく拡大すべきではない、と判断している。

ボードウアンと、商品を委託した山田屋や (Korans が修正されて) Korans という商人との合意書面は存在しない。同人が取引の契約条件を口頭で説明したにすぎない。それは次のようである。

ボードウアンは、一人ないし複数のよく知る日本人商人に、販売用の相当量の商品を手渡しして、同人が示したこの商品の価格を守るよう強制している。この商品をもって、日本人商人は商品の輸送過程における危険をすべて自分たちの勘定にして、大坂やその他へ行く。そしてボードウアンが適正と考える価格と条件で販売する。三、四ヶ月後に、日本人商人は、合意の発効にあたって規定された価格で手渡された商品の代価を支払う。ボードウアンは商品を引き取らない。すべての取引は、決められた価格の証明をボードウアンに行つて、支払いが実行される。請け負った義務の遵守を担保するため、上記の日本人商人たちは、自分たちに手渡された商品対価を金貨で同人に一時預託した。最終決算ののち、日本人商人はその金貨を返却されて受領する。

前記のような取引においては、日本人商人だけがすべての危険を負い続け、それに対して、代理人が決めた範囲より高値で合意することによる利益を日本人商人は享受する。この時間にかかる取引は、よく考えると、後払いでの販売には買い手の支払い保証があるということである。

Verheij はボードウアンに、後払いでの販売が必要な場合、商品委託よりむしろこの方法をとることを求めた。この取引管理は単純さが有利である。代理人は供与する信用に比例して販売価格を引上げることと、有効期限までの購入商品の支払いに対する購入者の担保がきちんとしてあるか、とにだけ注目すればよいことになる。

山田屋と Korans という商人に手渡された商品は、すでに三ヶ月の支払猶予を経て三月に販売と記帳された。その後精算は、預託金貨について

Verheij の指令により、金庫の状況報告の写に対応してなされるであろう。更に、預託された金貨の管理、また、金庫の管理の仕事を代理店の一等雇員 Tombrink に課すよう決定した。

この二人の日本人商人との取引が、輸入品引取の一典型とすると、引取商は外国商社からするととも都合のよい存在と考えられる。

つまり、輸入商品の代金を預託して商品を各地で販売し、NHM と契約した価格と実際の販売価格の価格差を収入源としている。NHM からみれば、預託金を安全に運用しさえすればまったくの危険抜きに商品を販売できることになる。それはこの価格差の実在性にかかり、オランダの場合主要な輸出品はシャツ生地なので、この繊維製品に対する日本の国内需要の高さが価格差を生み出すことになる。

一等雇員はその預託金貨に関する報告で、ボードウアンが受領した貨幣別の統計を提示した。すなわち、

金五、三三二両 (二分金と壹分金)

壹分銀一八一、六〇〇枚

金九、四〇〇両 (小判、壹分銀一三枚半換算)

壹分銀一二七、〇〇〇枚

合計 壹分銀三〇八、六〇〇枚

壹分銀三二〇枚一〇〇ドル換算

九六、四三七ドル

である。これは、再勘定により現存することがあきらかで、金庫室に保管されている。しかし残念ながら、この報告には、金貨から ^{Verheij} 壹分銀への兌換計算において次のような大きな誤りがあった。金一〇〇両 \parallel 銀三四〇両、銀一両 \parallel 壹分銀四枚の基準に従うと、金五、三四二両の価値に対する七二、六五一枚の ⁽²⁹⁾ 壹分銀と、手渡された商品に対する預託現金である一八一、六〇〇枚の ⁽³⁰⁾ 壹分銀とが得られ、合計は一九九、六五一枚の ⁽³⁰⁾ 壹分銀、すなわち、支払いの保証として預託されたはずである三〇八、六〇〇枚の約三分の二の価値となる。

ボードウアンは自分の誤りについて動揺せず、預託された金貨の量に

関して当事者間に相違はなく、取り扱った商人たちはとても堅実であるので、同人の確信するところでは、期限通りの支払を疑問に思う必要はないという。しかしこの保証はない。なぜなら、総計一九九、六五一枚の壹分銀を預託すべき状況にある商人は、本当にその能力があり堅実な人間とは考えられないかもしれないからである。

山田屋とKassano (Kassanoを訂正) という商人は、現在長崎におらず、今回の取引の管理では確認できない。しかし会社の利益を守るため何とかしようと、Verheijはボードウアンに、商人の使いか代理に面談することを要求した。これにより、彼らの側から、三週間以内にボードウアンに四〇、〇〇〇枚の壹分銀を追加の精算分としてもってくる約束を引き出した。⁽³¹⁾これが支払われればすぐに、同人はこの預託についてバタヴィア本社に報告することになっており、この取引のその後の流れについても同じく報告するよう命じられた。

〔委託取引における式朱金〕

六六年九月、一〇月、十一月、十二月とボードウアンは、主として⁽³²⁾Kassanoの預託金を式朱金の形で上海Gilman商會に委託送金した。検査した結果何れも記帳に誤りがあった。九月の現金出納簿には、二口、一〇、〇〇〇ドルと一三、〇〇〇ドルを上海のGilman商會にNHMの勘定で送金、として明記されている。この二口の記入方法は正しくなかった。一〇月二十九日Gilman商會への送金は、ボードウアンが長崎で別商會に金額を支払い、その上海駐在員であるまた別の商會を通じてGilman商會へ支払った。この総額一九、〇〇〇ドルは、会社の勘定で上海への送金できたし、確かに委託金として受け取った式朱金として記帳された。しかし会社勘定への記帳として誤った結果、バタヴィア本社からGilman商會への送金分四、〇〇〇ドルが計上された。Gilman商會の売上勘定は六九、四三二・一七ドルに上ったが、一二月の式朱金の正味収益の記帳

に際して、バタヴィア本社の借方を四、〇〇〇ドル減額した。同じく貸方勘定では「委託金としての式朱金」に、同じ金額分減額記入された。

一月の二回目の前貸が、同月分収支計算書に計上したGilman商會への三一、〇〇〇ドルの為替手形に關係して、式朱金で契約相手 (Kassano) に行われた。ボードウアンは、上記総額を二月一日に支払可能な形にし、Kassanoの要望により、この手形をクルメという第二の商人 (久留米藩關係者? 横山) に供与した。

二月、一一、〇〇〇ドルの前貸が提供された。再び正しくない記入方法でGilman商會への送金が行われたが、主要な台帳には確かにこの記入が然るべく明確にされており、「委託金としての式朱金」勘定のところに計上されたことを確認した。

Kassanoとの精算は二月二十七日に行われ、同日預託金としての式朱金全額が同人に支払われた。二月二十六日には同じ商人が新しい契約相手として一二、〇〇〇個の式朱金をボードウアンに預けた。これによって実行された三、六〇〇ドルの前貸は、最終的に金庫において正しく特定され、然るべく記帳されていた。ボードウアンは手数料として、式朱金の中国での勘定での収益高に一%を計上した。同人は送金の保険を結び、自分の資産として保険証書を保持した。保険料は当然商人Kassanoが払ったので、保険契約の実行は記帳の必要はない。

この取引は、その詳細が代理店の帳簿から明らかにならないから、しばらく様子を見るべきである。そして帳簿係Rombinkに与えられた示唆に従って、将来帳簿はすべての代理店で行われた取引の信頼する経緯を含むものとなるはずである。

とりわけ代理人が様々な人に送った為替手形が記録され明確になる帳簿の開始を命じた。現在まで、取締役に対してか、あるいは、取締役により支払い可能となることで、引き出される為替の記録のみが保管され

ているに過ぎない。購入し送付された為替の台帳の管理も命じておいた。

日本人引取商が商品を引き取る際に代価相当分を代理人に式朱金で預託する。しかしその日本人商人は預託金を代理人の前貸を受けることよって調達する一方で、代理人は預託分の式朱金を委託の形で上海に送金する。この送金手続が正しい手続通りでなかったようである。いずれにせよ、日本人商人が売り上げを持参すれば精算が行われるが、同時に日本人商人が新たな商品を引き取る事よって前貸は続くことになる。このサイクルよって、長崎と上海との間の資金の流動と二つの貨幣（ドルと式朱金）の兌換が繰り返され、代理人以下のNHM関係者が不透明な利益を享受する、というしかけが生まれていたと考えられる。実態としてはGillman商会による資金操作であろう。

〔第三者勘定による蒸気船の購入〕

諸大名の蒸気船購入実行に際して、ボードウァンの仲介がしばしば必要とされた。同人は、諸大名にいくつか条件を提示して、船舶の購入の機会を告知している。ただしあくまで、仲介人として購入を実現するという事に自己限定し、大名の責任は一切引き受けず、また、購入代の支払いもしない。この種の関与により同人は相当の金額を享受し、「委託勘定」の利益に記帳されている。

六六年一月幕府の勘定による蒸気船Earl Neel⁽³²⁾の購入は、別条件で行われた。ボードウァンは購入代に関して、販売者の上海A. Heard商会对抗した。ボードウァンは同商会对六七年一月一日期限の為替を手交し、他方、幕府から長崎奉行の支払い承諾書を受領した。香港上海銀行上海支店が為替が期限前に支払われ、額面約六〇、〇〇〇ドルのこの取引は、ボードウァンが二、〇〇〇ドルを得て然るべく決着した。幕府の支払い能力は満足すべきものとされ、Verheij⁽³³⁾のような取引に対し

て何の反対もなかった。

幕府の船舶購入と藩のそれとは信用度の違いが明白で、前者に対してはNHMが支払保証を行っている。下関戦争以前には、NHMは大名からの船舶注文（御詠物）を引き請けていた。薩摩藩は六四年度、一、二八、七五四・七〇ドルで蒸気船一艘を注文し、出島代理店の取引総額は五五三、七九二・七四ドルとなった。つまり全体の六分の一が薩摩藩との直接取引だった。従って、その後数年間で取引上の安全策が強化されたと考えられる⁽³³⁾。

〔債務者〕

ボードウァンは今後毎月勘定台帳^{Accountbook}中のさまざまな債務者の負債総額を示す一覧を送付する。それには、もう一つ一覧が付属し、台帳中の特別な費目が付されている債権者の負債総額を示す。

〔経費計算〕

出島の経費も横浜と同じ計算に基づいて支払われる。帳簿の締め方により、両所の決算は一体のものであることが明らかとなった。Verheijは、本来は出島と横浜の経費は別で、それぞれでの火災保険の扱い方が考えられるべきとした。

出島の火災保険については、出島に在庫するすべての商品を、出島の保険会社が補償できるわけではない。それ故、代理店の帳簿に未保険の商品に火災保険の計算を付帯させることが望ましいと考えた。この費目が、危険に対する付帯保険として貸方記入されることとなる。NHMはこの危険を六六年六月一日（新年度）から回避してきたし、また、更にその後もボードウァンは同じ基準で計算してその危険を回避している。かくして付帯保険は、「商品および産物への火災保険」の勘定に計上されている。

更にVerheijは、未保険の商品へ付帯する保険は、新たに記帳の締め

に際して勘定に入れることとする、と決めた。すべての在庫商品を保険会社に保障させるためである。

NHMがうる危険性に関して、ボードウアンは保険会社に告知しなければならず、その結果その記録ができる。それ故Verhelは必要な指令を同人に与えた。

〔出島の倉庫〕

会社の建物はここでは次の通りである。すなわち、八部屋からなる住居一軒、倉庫五棟（所有三棟、借用二棟）、金庫一棟である。

所有する社屋は、古い日本式で建てられたもので、建物の構造は改善点を多く残している。日本人は他の建て方を知らなかった。近年は、彼らもこの点で大きな進歩を見せ、頑丈な石の建物を作った。出島にある何軒かは古い倉庫を朽ちるまかせ、その代わりに石の建物を建てている。NHMが他と同じことをする意義があるか、ボードウアンと話し合われた。現在のところ最終的な決定に至らない。兵庫の開港が長崎の貿易にどのような影響を与えるか、という問題がはっきりしないのである。Verhelは、新しい港の開港は長崎の繁栄にマイナスとした。長崎におけるビジネスは全般的に、今後数年間は取引高が増えないだろうし、金のかかる建物を建てることは慎重であるべきであるという。

新しい石造の建物の建設の利点は、まず第一に、火災の危険に対する倉庫群と保管された商品が保障される保険の付帯に關係する。現状の社有倉庫二棟の保険料は二%、残りの一棟が一・五%である。倉庫の新築の費用が二〇、〇〇〇ドルと見積もられ、その利子は、新しい石造の倉庫の完成後支払う火災保険減額より大きな額に匹敵すると思われる。もちろん、この問題を、火災保険の節約によるわずかな利益の問題とするのは、あまりに狭い立場からの考えである。横浜にすでに高額の建物を所有している。兵庫の開港後、営業拠点の建設のために同地でも相当の

金額が費やされよう。兵庫でもすぐに頑丈な石の建物が必要だからである。その上、長崎でも古い倉庫を新しい石造倉庫に交換するとなれば、日本での財産に望まれる以上の多額の資金を割り当てることとなる。こうした資金は、火災保険の節約を相殺するものであり、また、兵庫開港の結果、出島の商品の在庫が現在より減少すれば、出島石造倉庫はあまり意味がないだろう。

しかし、現有の上記の建物の代わりに二棟より小さな倉庫を作るとすれば単純な問題となる。この点から改築をどれだけ規模と考えるにせよ、商品の在庫が現状の水準に留まるのは一時的なものであるうし、ボードウアンが新しい建物を六九年までに用意することはおそらくない。その時期には、商品はより少なくなるであろうし、もっと多くの保険締結の機会があるだろう。次から次へと保険会社の新しい代理店が設立され、一月には北ブリテン・アンド・マーカントイル保険会社の代理店が設立された。

こうした状況から、一つ社有倉庫に在庫されているすべての商品が保障されることは、二つの新しい小さな倉庫がタイミングよく完成すれば有望である。Verhelはボードウアンとの熟慮の結果、金のかかる出島の改築は一時的に中止することにした。

社屋には、必要な修理が加えられることになる。社有倉庫の一つの大工工事は不可欠である。職人の見積によれば、二五〇ドルから三〇〇ドルかかるというので、ボードウアンはこの権限を賦与された。

これ以外に、もう一つの社有倉庫の中に石の金庫室を作ること、同人に命令した。当時出島代理店はS.P.E.商会の倉庫の耐火部屋を利用していた。賃料は年間一二〇ドルで、社有倉庫に金庫室を作るのは四〇〇ドル程度のはずなので、この支出は必要でかつ長期的には有利であると判断された。社の固定資産をすべて建て替えることになるかも知れない

が、計画された金庫室はその価値を持ち続ける。借用倉庫は安全の保障を提供しない。

主要な木造物に関しては、固定資産は良好な状況にあり、ボードウァンの報告と合致する。すなわち、建物の見積額に比してより多額の販売価値を保持している。

ボードウァンは去る一月二五日付第二三八号書翰で、代理店のそばにある倉庫の購入を提案した。Verheijは最終的に上記倉庫の購入を認めた。但し、購入総額を一、〇〇〇ドル上限とする条件を付けた。ぐずぐず引き延ばし、売りに出された建物を同人が買い損なってしまうこととなるのは明らかであった。

〔利子勘定〕

この新しい勘定費目を帳簿に設けることにした。この呼称から、如何なる費目に記入がなされるべきかは明らかである。就中、薩摩藩主が毎月支払うべき利子であり、これは今日までバタヴィア本社の利益に記入されていた。以後、毎年一回、帳簿の締めにあたって、この勘定の黒字の総計額がバタヴィア本社の貸方に繰り越されることになった。

七〇年度出島営業報告書から、営業報告書にも「利子勘定」が報告項目として登場する。なお、Tombrinkが出島代理人になった六九年度報告書から報告項目が定式化され、年度毎に共通した報告項目が設定されるようになる。

〔委託荷の越前生糸〕

越前系の勘定の現状は次の通りである。

代理人が薩摩藩主に供与してきた前貸金、 三二七、八七五・四一ドル
オランダ本社取締役会受領報告済分は、生糸三二捆 一一、二四八・九四ドル
オランダへ船積された未報告分の送状総額は、生糸五一捆

二一、五四八・六〇ドル
および生糸一七一捆 六五、六三〇・七二ドル
九九、四二八・二六ドル

二口（前貸金と生糸）合計差引

二二八、四四七・一五ドル

但し、出島に在庫分が生糸約一〇〇捆三八、〇〇〇ドルあるので、実際の債権は一九〇、四四七・一五ドルとなる。一方で、薩摩藩主の六九年五月末（六八年度末）までの借財分、利子年六%と計算して、一八、〇〇〇ドルを加えると、残債は二〇八、四四七・一五ドルで、薩摩藩主はこの総額を生糸によって精算しなければならぬ。この問題（薩摩藩主とボードウァンとの契約―横山）、および取締役とボードウァンとの往復書翰が何度も話題になったのであるが、この取引が実現した状況を確かめることは不必要ではないと考える。

他方で、目の前にあるものとして合意を理解することは不可能である。なぜなら、双方の当事者による取引の流れ、資本口座、最終決算について明らかなのは、何も目にしていないからである。契約をなす際に当然のことの認識がなく、明瞭性と了解度に関する状況が短期間に問題化した、と考えるのが自然である。

Verheijは、契約と往復書翰を熟読した。そしてボードウァンと繰り返し話し合った。が、なにも明らかにならなかった。そこで、いくつかの論点のみを視野に入れることにせざるをえない。もし副次的な事案にこだわらずと、当事者間に何も合意が得られなかったかに見える事案に深入りしなければならなくなる、という。そこでVerheijが提示する、契約を実行したと解釈するやり方は、次の通りである。

ボードウァンが長崎に居住する薩摩藩主の二人の代理人に総額三二〇、〇〇〇ドルを供与する。この現金は薩摩藩主が用い、それによって越前藩主を通して生糸を購入する。購入すべき生糸は、薩摩藩主の危険

負担で長崎に運ばれ、そこで薩摩藩の代理人によってもっとも高値を購入した人間に売却される。収益は、ボードウアンが供与した前貸金の減少に当てる。最終決算において、ボードウアンは前貸金の勘定に6%の利子をかけている。

上記の販売価格に関して、薩摩の代理人は利益を得るが、参画した各契約者はその利益に基づき収入を得る。なお、損失の可能性については考えられていない。そしてその四分の一をボードウアンに支払う³⁶。その残りの利益の取り分は、薩摩藩主と越前藩主の間の取引であり、オランダ側はこれに関知しない。この部分は合意の最初の部分に含まれており、ある意味で別個のものである。そこで次のような調整が生まれてくる。

越前糸をめぐる契約関係はわかりづらいが、一応次のように推測する。

①経緯。この越前糸に関する契約は六五年後半／六六年前半（六五／六六年度）に開始する（横山D、二〇三頁）。これは、越前・薩摩の側から両藩の生糸取引を指摘した高木不二の研究に合致する³⁷。すなわち、慶応二年三月、薩摩藩汾陽は越前藩との合意のために敦賀から三国、福井に入り、春嶽の謁見を受けた翌日、両藩の関係者は約定書と返書の交換を行う。この一連の合意の場に同席したのが、薩摩の山田屋である。山田屋はその後汾陽らと別れ、福井に和暦四月まで残った。更に同六月薩摩の長崎担当の野村宗七が来福し、二ヶ月半ほど滞在するが、再び山田屋の一行が同行し、美濃などの周辺地域の生糸買付調査を行った。すでに紹介したように、山田屋はNHMの引取商として考えられ、NHMの前貸下にあった。こうした山田屋が生糸買付において買付業務にも関与することになったのである。薩摩藩の越前糸の取引が、ボードウアンの金融的支援の下で企画されていた（六六／六七年度）。NHMからみれば長崎に生糸市場を生み出すことであり、バタヴィア本社もそのこの意味は

理解していた。問題はそのため投資が目的的に使われるかどうかを取締役会もバタヴィア本社もチェックできないことにあった。②二重契約。薩摩藩と越前藩（とグラバー）の契約、薩摩藩とボードウアンの契約が並存している。まず取引全体の資金として、ボードウアンが三二〇、〇〇〇ドルを用意し、これを薩摩藩主に利子年6%で前貸する。この前貸金等を薩摩側は資金として、越前藩から越前糸を確保する。六六／六七年度と六七／六八年度の二年度契約で、六八年五月に契約満期となる。生糸の集荷と売込のしかけは薩摩藩と越前藩と他の外商（グラバーなど）が構築する。六六／六七度分一六〇、〇〇〇ドルが、野村宗七と山田屋の生糸買付行為の原資となったと考えられる。

③利益配分。この利益配分は、薩摩、越前、落札者で行われるが、手数料が二五%オランダ側に落ちる。

薩摩藩主は、自分の代理人を通じて、最高値で落札された値段で契約者に生糸を自分の勘定で購入させる権限を留保している。彼もしくは彼の代理人がそれを決定すると、生糸はオランダ行委託積送品としてボードウアンに配送される。ボードウアンは全金額を支払うか、オランダ行きの生糸への前貸金を与えるか、すると考えられる。この前貸金は、オランダでの生糸の儲けから返金されるべきものである。ボードウアンが船積みの際に生糸委託荷の半分に参画したいと宣言しなければ、オランダへの生糸の送付および同地での販売の勘定は薩摩藩主のみが取り扱う。

藩の代理人agentとは、近世日蘭関係史では聞役を指す。しかし、この代理人を聞役と解すべきかは速断できない。おそらくは、伊地知貞馨か野村宗七あるいは汾陽次郎右衛門であろう。高木前掲書、一七二頁、参照。なおボードウアンは実際の営業方針としては、六

六／六七年度のオランダでの生糸価格が利益の出る価格となるかどうか不明であるとして、すべて薩摩藩の勘定で輸出することとした。⁽³⁸⁾

上記の規則についてボードウアンは次のように明言した。これらの規則は主要な点で合意を形成しているし、また、自分は同じことを口頭で薩摩の代理人と約束した、と。そこでVerheijはボードウアンに、協定すべき契約の考え方に一致する記帳と、記帳した品目に必要な変更を行うことを求めた。そのために、代理店の帳簿掛にも必要な情報と規則を与えた。契約の実行に際し想定外の困難が生じるような場合は、ボードウアンはそれらができるだけうまく取り除かねばならない、そのために日本側の役人に対する同人の影響力や役人が同人に抱いている信頼はきつと十分なはずである、とVerheijは期待した。

分配する利益に関する報告を薩摩の代理人たちから得た。そこでは、すでに受け取り船積された積送品(越前糸三三捆、五一捆、一七一捆)に対して、三者(オランダ、薩摩、越前)の利害関係者のなかで配分すべき分が残っているが、ボードウアンの取り分としては、生糸の価値の1%すらなかった。

Verheijは、次に総額八〇〇、〇〇〇枚の壹分銀の資金について説明した。これは、薩摩藩主がNHM側と共に取引に投資すべきものである。契約に関するこの規程は、薩摩藩主が管理する共同資金であることを示唆する。契約のこの部分は今日まで一度も実行がなされたことがないのみならず、同時に、薩摩の代理人たちは、ボードウアンからの前貸を部分的に生糸の購入以外に使った。すでに六六年に締められ、同年の前半にすでに三三〇、〇〇〇ドルに及ぶバタヴィア本社の前貸の契約日付に注意すれば、今日まで(六七年四月)に一、三七〇、〇〇〇ドルの生糸を供給するために、オランダと薩摩藩の共同の一、六〇〇、〇〇〇枚の壹分銀、約五三五、〇〇〇ドルが全く必要ではないことは明らかである。ボー

ドウアンが供与した前貸は生糸のためには必要ではなかった。薩摩藩主が対等に壹分銀八〇〇、〇〇〇枚を以って生糸事業に提携するはずとボードウアンがどうして想定したのかは了解する。もし薩摩藩主が実際こうした資金を現金で調達できるならば、藩主はNHMのみならず、他の商会对してももつと早くその負債を返済するはずだからである。それ故、薩摩侯が共同資金としての持ち分を直ちに投資することが目的であるとはみえない。ボードウアンによれば、合意の意味するところは、薩摩藩主はまずNHMからの前借りを生糸の供給によって清算しなければならぬ、そして同藩主はその後自分の持ち分八〇〇、〇〇〇枚の壹分銀に対してその価値以上の上記の商品を供給する義務を負うている、ということである、と。

もし、これがあまりに杜撰なやり方で始まったのであれば、取引は可能な限り早く中止し、そしてあまりに長い間生糸の供給により供与された前貸を取り戻すことがNHMにとって好ましい。それ故Verheijはボードウアンに、受け取るすべての生糸の総額を増やし、残された資金を減少させるように、また、薩摩藩主の代理人に新しい前貸を供与しないように命令した。

この報告の推定では、越前の生糸取引では三種類の契約が存在した。繰り返しになるが、一つは、薩摩藩と越前藩、そして外国商社の生糸取引契約。もう一つは、薩摩藩主とボードウアンとの二年間三三二万ドルの越前藩生糸買入原資の前貸契約。新しい三つ目は、薩摩藩とボードウアンとの共同出資による一、六〇〇、〇〇〇枚(折半で八〇〇、〇〇〇枚)の壹分銀出資契約。三番目の出資金は生糸購入とすることで説明されているが、薩摩藩は他に流用したし、そのことをボードウアンは暗黙に了解していたようである。オランダ側の数字の根拠がこの報告にいうとおり不明確なので、他の数字との比較

にどの程度意味があるかは検討の余地があるけれど、高村直助『小松帯刀』³⁹によれば、六五年時のグラバー、ボードウアン、薩摩藩の「一致の商法」契約（北国における生糸集荷など）では、グラバーの出資は一三万ドルとされる一方で、日本側の史料ではボードウアンの資金額については必ずしも明確ではないらしい。私見では、これが第一の契約で、表沙汰になってもよいものと考えられる。ボードウアンの出資は第二・第三の契約で、これは三二万ドル＋壹分銀八十万枚で倍以上ということになる。何れもNHMが糸を購入する資金ではなく、薩摩藩が生糸を入手するための資金を前貸する形をとったので、越前藩を含んだ「商法」にはNHMは登場しないと考えられる。従って、薩摩藩は前貸を流用し、他方、Verheijは前貸の返済を生糸で求めることに執着することになった。かくして、（越前）糸買入計画の第二次（六七年／六八年度分）は破綻した。薩摩藩との共同出資金（六六年）は、越前糸購入代金以外の、（政治的に）必要な資金に流用されたのであろうし、ボードウアンもそれに暗黙の了解を与えていたが、Verheijはこれに反対したと考えられる。

オランダ市場にとって重要な生糸を入手する利益や、薩摩藩主との関係を継続しオランダへの資金の送金方法をその中に求める利点を見出せないわけではない。この利益はすべて、このような合意では実現できないであろう。この合意の意味と取扱金額はとも理解できない。ボードウアンが正しい観点に立つならば、直ちに、パタヴィア本社がジャワで同様の取引を取り扱う際の前貸のあり方に基づいて、⁽⁴⁰⁾薩摩藩主との合意が物産の供給の目的として締結されるべきである。

〔薩摩藩主〕

前記の勘定の負債総額約二〇八、四四七ドル以外に、この藩主は六七年一月末日時点で、ボードウアンに一六五、七〇二ドルの負債が残り、

合計三七四、一四九ドルとなる。この合計には、たとえば六四年三五、〇〇〇ドルのような、いくつかの古い品目が含まれている。これは、一艘の船（豊瑞丸—横山F）の提供からもたらされており、現行の合意により毎月極三、五〇〇ドルを支払うことになっている。この金額は利子と併せ毎月初めに定期的に送金されている。

負債額の中には、供給した機械代総計七〇、〇三八ドルが含まれており、これはすでに六六年五月期限が来ている。Verheijはボードウアンに、薩摩藩主に対するあまりに緩慢な決着の付け方について勧告した。ボードウアンはこれに対して、藩主の代理人と話し合い、最近薩摩側から今年末迄に全負債を精算する約束を受け取った、と答えた。

Verheijにはためらいがあった。NHM本社が薩摩藩主に今後要求をどう行うつもりか不明であるからである。商取引において、取引相手との信頼感^{credibility}を判断する基準は多様であり、積極的に行った経験が状況判断を誤らせることもある。薩摩藩主の領地に対して、ボードウアンはその豊かな領地、砂糖工場、硫黄鉱山などをアピールしている。しかし、これらすべての富は、陸戦隊、艦隊など金のかかる施設の維持のための支出として使い切ってしまうのではないか、という疑念が存在する。誰もこの疑念に事態をふまえて答えることは出来ない。ただし、藩主が大した現金を自由にできないという状況にあることははっきりしている。

しかも、この議論は日本の政治状況についての考慮抜きにはありえない。幕府は、何人かの臣下による敵対を抑止しなければならぬ。そして、薩摩藩主はこの展開に際して、どちらにもつかないまま、ということはない、と思われている。

Verheijは次のように結論する。ボードウアンが抱いている薩摩藩主への信頼感を完全には共有できない。薩摩藩主は最後の負債の精算期限を、先述のように六七年末に設定している。日本の状況に通じているボー

ドウアンが、失望を感じないよう希望している。しかし、Verheij自身は、逆のことを恐れている、と公言して憚らなかった。

ここから明らかなように、ボードウアンとVerheijとの間には、最幕末日本の政治・経済状況に対する温度差がある。薩摩藩の産業化や軍事近代化の可能性にかけているボードウアンと、それが政治的混乱を生み契約不履行につながる危険性を怖れるVerheijとの違いとみることができる。結局その違いは埋まらないまま、対日政策はアムステルダムもバタヴィアも管理しきれないまま、ボードウアン主導で動くことになる。Verheijの方針が貫徹されれば、慶応四年初頭の薩摩藩の財政は苦境の中にあつたであろう。勿論、景気波動の影響を蒙る商品への直接的な取引ではなく、薩摩藩主を含む第三者への担保付融資や仲介に力点を置くことになる。しかし本報告も述べていたように、薩摩藩がNHMに対して果たしていた機能（薩摩藩への前貸を梃子に、輸出品の集荷と輸入品の売却、及び、委託品を通じた本国送金を実現する）は維持され、両者の依存関係はより深まると考える。突飛な喩えではあるが、ブラジルコーヒー経済におけるイギリス人輸出商とブラジル人仲買人の信用を通じた関係性を、程度の差はあれ、彷彿とさせる（毛利健二『自由貿易帝国主義』（東大出版会、一九七八年）、二七〇頁および二七四頁）。

〔長崎グラバー商会〕

代理店の帳簿によれば、この商会は、Verheijの出島滞在中において、六九、七五四ドルの負債を負っている。六六年九月六日の段階で八九、一〇九ドルであった。六四年五月ボードウアンはこの商会との取引について話題にし、次のような情報を与えていた。

グラバー商会は、薩摩藩主から機械の注文を獲得した。しかし、同商会はこの注文を引き受けるだけの十分な資金がなく、NHM取締役がイ

ギリスにおける機械代の支払いを引き受けることになった。注文された品物はNHM取締役に引き渡され、ボードウアン宛の船荷が組まれ、機械はボードウアンを通じて薩摩藩主に引き渡すはずだった。NHMは委託料として利益の半額を受け取れるはずだった。六四年五月ボードウアンは「支払いは、機械の引渡時に行われる」と取締役に伝えていた。この意図するところは、商品の引渡における支払いの保証を定めた文書との関係で、まったく不明瞭なものである。取締役役としては、この取引の支払いに何の危険もないとの考えがあつたに違いない。しかしながら、取引の経緯はこの期待に應えるものではなかつた。六五年に長崎に商品が到着し引渡が行われたが、ただちに支払いが行われるということにならなかつた。また、グラバー商会側の保証の設定についても同様だった。ただ、口頭の会話がなされ、同商会が薩摩藩主側の支払いにより算段が整えば、機械の代金をボードウアンに支払うというにすぎなかつた。この商会が六四年の時点で取締役に提案したのとは異なる取引を進めた本当の理由は判らない。ボードウアンの情報は取引を説明するものではない、とVerheijは断言する。

商品の引渡時の支払いについては一先ず脇に置いて、少なくとも、その支払いに固定した期限が定められねばならない。その欠如により、薩摩藩主の代理人は、グラバー商会に販売総額の一部を引き渡したことにより、ボードウアンがそれを手中に収めたと考えてしまった。ボードウアンは六六年一月に同商会に支払いを督促した。その返事は責任逃れであり、まだ支払わない薩摩に問題を押し付けたものであつた。このやり方では取引の決着は見えず、Verheijは、一定の調整にこぎつける迄当地での滞在し、強力な態度をとる必要があると考えた。

この調整でVerheijの出島出発の前に、グラバー商会は、半年後支払いのアドバイザーのグラバー商会を替をボードウアンに与えた。この為

替の総額五〇、〇〇〇ドル、すなわち一一、四五八ポンド余を、六九、七五四ドル分の支払いとした。請求金額の総額は、長崎グラバー商会によって、来る五月末日迄（このときグラバーは帰郷中―横山）に支払われることになっている。そのことを同商会は書面で合意した。ボードウァンの考えでは、故郷のグラバー商会の為替は、「第一級レートの手形」で、この書面で資金をNHM取締役に移算することに何のためらいもなかった。そもそもボードウァンは、グラバー商会との最初の合意で六%の利子の穴埋めを決め、その後六六年二月二日に、同商会はボードウァンが督促した際には、利子として一ヶ月一%を加算して支払う責を負った。なぜなら同商会は、薩摩藩主から機械類の支払に対して上記の利率を受け取るようになっていたのである。

一般にグラバー商会とボードウァンとの関係は、グラバー商会とジャーデン・マセソン商会との関係が切れ、資金難に陥ったこと（六六年）を画期することが通説であろう。この両商会の断絶が大きな意味をもったことは否定しないが、もともとグラバーの資金源としてボードウァンが重要であった（特に薩摩との関係では）ことは留意されてよいであろう。ボードウァンは、NHMの商品（軍需品も含む）調達力の弱点を自覚していた。海運力の格差に加えて（横山F）上部組織の判断が必要な点が問題であったのであろう。幕末維新期の条約港における外資間の競争状況の中で、市場対応にすぐれる中小商社に融資をするというのは、ボードウァンにとって一つの選択であったと考えられる。一方で、政治好きなグラバーが六七年四月末にアバディーンに帰郷するため離日したのも、Vetheljの強力な取立により七万ドル弱（割引いて五万ドル）の立替期限をアバディーンの実力者たる兄弟たちに依頼するに至った事情説明という点もあり得るのではなからうか。本人は関係者に、香港への途

次に鹿児島で負債を回収する、と語っていたとい⁽⁴⁾う。
〔幕府〕

幕府は、六七年一月末現在三三三、七七六・一四ドルの負債を抱えている。その負債は六四年から期日を重ねている。蒸気船開陽丸の注文はここでは除いておくことができる⁽⁴⁾。この費用の主要部分を幕府はすでに支払った。残額は船の引渡に際して精算されるだろう。しかし、今日まで未だに幕府への現金勘定は提示されていない。ボードウァンは、幕府の帳簿が同人のものと同じであると断言できない。後にすべての問題をその場しのぎにされないように、Vetheljは同人に、六七年五月末に帳簿を締める際幕府の勘定の該当すべき費用に六%の利子を付けることを命令した。ボードウァンは幕府のこの勘定の抄本を提出するはずである。その際書面で、出島代理店の現金勘定は幕府の勘定抄本に対応するとの説明が求められる。同じ方法を薩摩藩の勘定に關しても命令した。ボードウァンの考えではそれは何の困難もなかったから、必要な命令を残すことを何も厭わなかった。

〔兵庫の開港〕

一般的な雰囲気では、六八年一月一日をもって兵庫だけが外国人との貿易に開放されるであろう。江戸と大坂の開放は、外国の代表部が再び幕府に新たな延期を認めるであろう。Vetheljは、この延期は日本に居留する商人の了解をうると確信してきた。力の分散が心配されたが、当面兵庫の開港に限定され安堵がもたらされた。しかしここに至る経緯に關して、日本ではいろいろな意見がある。兵庫での貿易の規模と成果に關しては、もっとも好ましい結果を夢見ている。Vetheljも、この港がよい将来を約束すると信じている。内海における位置、そして巨大都市との隣接が、日本国における貿易の最も重要な中心の一つとして同港を位置づけるものである。

ヨーロッパの貿易都市は多くの点でこれを実現しており、横浜や長崎の各商社が兵庫に居留するはずである。NHMもまた、日本における地位を守るために、一般的な潮流に与しなければならぬ。日本との取引を強力に推し進めることが、NHMの目標として遅れをとることはできない、とVerheijはいつ。従つて、兵庫開港と共に代理店を創設することは必須事項となつた。新しい貿易港兵庫の、横浜や長崎に対する有利さを現時点で予想するのも、時期尚早ではないであらう。後二者は、兵庫の広汎な経済を取り込んで展開していたが、兵庫の開港により不利なものとなる。横浜にとってはこの不利は、やがて消滅しよう。なぜなら、横浜は兵庫以外に独自の広汎な経済を取り込んでおり、横浜を通じてヨーロッパ製の商品の消費が日本人の間で増えるので、兵庫市場に奪われた損失を、急速に補填することができる。長崎港は、このような状況にはならない。兵庫向け販売を失ふことにより、長崎港は古くからの位置を維持する展望がなく、あまり意味のない商業地に堕ちていく。兵庫の開港は、長崎の商圏を九州に限定することになる。NHMの長崎拠点にとって将来は明るくない。兵庫開港後、同地の取引は商品の地域的販売や、長崎の近辺に居住する大名の注文の実現に限定されるであらう。

これはボードウアン自身の考えでもあり、彼は兵庫開港と共に拠点
を兵庫・大坂に移し、薩摩藩や新政府に積極的に融資した。たとえ
ば幕府に対して、大坂薩摩藩蔵屋敷内に六万両分の商品を在庫して
いたNHMは、鳥羽伏見戦開戦翌日の騒然たる状況下に社員Pisovius
(大坂副領事でもあった)を通じて、商品の保護を求めた(『局外
中立顛末』上、三六六頁)。つまり兵庫開港と共に薩摩藩蔵屋敷を
倉庫として、輸出品を在庫していたのである。

〔取引限度額の決定〕

Verheijは、ボードウアンとこの問題についてとことん話し合い、この規制の目的と意図を説明した。その重要性と有用性は現在理解されている。一月末現在の収支計算書によれば、ボードウアンはバタヴィア本社に合計一、一二三、五一四・五五ドルの未払がある。これに対してボードウアンは、オランダでの販売用の越前糸一二五、五五八ドル分を、取締役会への委託荷として送付する準備を長崎で行っている。これは、委託産物での前払として考えられねばならない。委託産物について取締役会は限度額を設けておらず、そのため六六年一月八日付ボードウアン宛事務部門極秘書翰に従つて、日本で発生する資金の許にとどめ続けられない。

概数で、日本の取引における元手は、固定額一、〇〇〇、〇〇〇ドル、すなわち二、六〇〇、〇〇〇ギルダーとする。投下された資金で代理人は以下のことを徐々に処理することとなる。すなわち、グラバー商会对する債権、幕府が返済すべき支払総額(月約二〇、〇〇〇ドルにのぼる)、薩摩藩主が返済すべき支払(一六五、七〇二ドルにのぼる)、薩摩藩主による越前との契約に基づく生糸の供給(オランダ向け輸送時に日本で投資した金額を減少することができる)、である。

これらの根拠からVerheijは、ボードウアンが新しい取引を立ち上げるための手段を十分引き出すことができる、そのため資本の見積ができればそれに好都合な条件が生まれるかもしれない、と判断する。日本へ輸入する商品の売上で日本での資本増強を続ける必要はなく、むしろ定期的にオランダへ還流してもよいという。

これはまた、以前に固定化され、ボードウアンの処理に徐々に委ねられている資本についても、もし同人が新たにそれを実りあるものに割り当てる見通しを持たないならば、このケースになる。

Verheijは、この問題をボードウアンと話し合い、取締役の最終的な決定を待ち、同人の手許にありその収支計算書の総計によって表される資本が総計一、〇〇〇、〇〇〇ドルを超えないように配慮するよう命令した。幕府の前払四六八、〇〇〇ドル（開陽丸の前払）が代理店の帳簿で処理されない限り、総計の意味するところは、前記の総計から前払分を減額したものになければならない。会社をよく精通した事業においては、代理人が送金において経験する困難により、最大値が限度を超えることはありえる。しかしボードウアンは懸命の努力で、限度額の中に収めるようにしなければならぬ。

この規則にボードウアンは承認を与えた。同人自身は大きな資本を当面使いたいとは思っていない。更にVerheijは次の注意を喚起した、すなわち、日本において資本が享受する利子は低すぎる。幕府および薩摩から、ボードウアンは年六%を超える利子をもたらしている。この基準の判断するに、バタヴィア本社の扱う資本の内、日本で増加した資本の比率は縮小しつつあり、それらに九%の利子を課すことを条件とするべきである。六%の利子を根拠付ける満足な理由を見いだせず、そして日本の通貨の価値はとて高く、他の商社は幕府や諸藩から求める利子としてすくなくとも一二%を計算している。但し、Verheijはこの点についてはボードウアンに明示的な規則を示さなかった。

「オランダもしくはバタヴィアに対する会計処理」^(verrekening)

ボードウアンは、バタヴィア本社に対する自らの関係変更に対して何の異論も示さなかった。なぜなら、代理店にとって、その帳簿やその他の会計書類をバタヴィアへ、そして直ちにオランダへ転送し取締役が届けるということは、かなり一般的なことだからである。Verheijは、現状の代わりに、代理人たちが直接的な会計的責任をアムステルダム本社取締役を負うことによって、現存のバタヴィア本社と日本の諸代理店

と関係を部分的に断ち切るという（のちに実施される「横山」考え方には与しない。一方日本における事業の頂点にバタヴィア本社を置くためには、Verheijの考えでは、バタヴィア本社に対する各代理人が説明責任を果たす以外よい手段はない、さもなければ、会社は取引に関する十分な監察もできないし、日本での営業拠点に対するよい管理もできないだろう、この管理は多くの点で欠陥をもっていることは間違いないが、それはジャワと日本との距離の結果であり、両国の間の定期的連絡手段が乏しいことの結果である、規則があっても欠陥が現在も続いており、今日迄存在してきた体制を排除してしまうと欠陥は更に悪化する、という。

取締役に対しVerheijは、日本における管理体制変更を本当にするつもりかを問い詰める。Verheijは、現在その会計書類を出島に送っている。出島では、それらを一般的な帳簿のなかに綴じ込んでいる。この迂回時間の浪費である。横浜から出島への書類送付は上海経由であり、Verheijの書翰と書類は出島に転送されてくるのに十四日懸かる。この間出島の代理店の月例書類は決済されず、バタヴィア便の機会はしばしば失われる。こうしてバタヴィア本社は日本の代理店から会計書類を適時には受け取れない。もし、バタヴィア本社が横浜の会計書類を出島のそれと分離すると決定すれば、スピードの点でも改善するはずである。出島代理店の横浜代理店に対する管理のためには、若干の書類の写が補填されなければならぬことになる。この欠点は上記の計画による利益に比して大したものではない。Verheijは計画実行のより一層の深刻な困難がもたらされることはない、と結論する。

兵庫の開港と同代理店開設について、Verheijはボードウアンとの会談で沈黙を守り、代理人個々にバタヴィア本社にその会計書類を提出させるという上記の計画に何の変更ももたらさないとした。兵庫店開設と

なれば、横浜代理店も出島代理店も帳簿をつけることになるし、一方で、兵庫の営業拠点も、当面、会計簿、売上帳、収支計算書からなる単純な会計書類で十分となりえよう。日本の代理店群にTielman Pape氏を配置し、同地における従業員の数は、当面、勧告された会計書類規則の実施のために増員となる。

以上で、Verheijはその日本出張報告を終え、派遣に関係する論点をすべて語ったと確信している。彼は四月五日に出島を発ち、同月二九日にバタヴィアに帰還した。

その後の日本代理店群の動きを略述すれば、開港に併せポードウアンは兵庫代理店開設に動き、同地代理人になる。ポードウアンは兵庫を拠点に、薩摩藩や佐賀藩に武器および資金融資を行う。よく知られたところでは、五代らの違約金取立に來日したモンブランに対して、これを立替えている。また、出島代理店はTombrinkが代理人となり、グラバー商会への債権回収にあたった。輸出入品の数字だけを見ると、六六年／六七年度を最後として、NHMの直接取引高はVerheijの命じた限度内に収まるべく激減する(横山D・F)。しかし、委託荷はこの限度枠の外にあった。この委託荷は手数料収入の全容を把握するには至っていない。

おわりに

日本における条約港研究は、英語圏の研究を中心に居留地研究として多くの蓄積を積んできている。Pasko-Smith, 1986⁽⁴³⁾を先駆として、最近ではY. A. Honjo, 2003やC. Roberts, 2014などの大部な研究も生まれている。居留地を対象とするが故に、治外法権(領事裁判権)≠不平等条約という特権が作り出す貿易都市分析と位置づけることができよう。その研究素材はFOなどの公機関の史料や外字紙であったりする。一方で

長崎のように近世直轄貿易都市を原型に、そこから条約港が形成すると見た場合、港湾にかかわる在地社会や貿易商、あるいは貿易商の顔をした政治権力(あるいは政商)などが多層に絡んだ歴史的社会をイメージすべきことが確認できたと考える。⁽⁴⁵⁾その条約港社会が変容を遂げていくには、すくなくとも幕末維新期においては六六年の世界恐慌と通貨危機を通過しなければならなかったのである。そしてその過程を示す史料についてはまだいろいろな可能性が有り、そしてその多層性は外国資本そのものの内部にも展開していたのである。

〔註〕

(1) 勝部真人「総論」『講座明治維新 第八卷 明治維新の経済過程』(有志舎、二〇一三年)。問題は「問屋制」の理解で、それを開港以前の在来経済の展開から理解する場合、政治(株仲間解散と再興に代表される政策史)との関連は看過できず、その延長上に開港による再編成という論点構成になっていると思う。

(2) 衛藤藩吉「ミッチェル報告について」『近代中国政治史研究 衛藤藩吉著作集第一巻』(東方書店、二〇〇四年)。田中正俊「西欧資本主義と旧中国社会の解体 『ミッチェル報告書』をめぐって」『近代中国经济史研究』(東京大学出版会、一九七三年)。ミッチェル報告は、対価商品の不足を輸入製品販売不振の原因とする考えに対する反論で、西洋綿布に対し重く頑丈な綿布を好む中国社会への不適合をその原因と主張したものである(五二年執筆)。当時の香港では容れられず、五八年エルギン卿によって見出され、天津条約によっても中国市場は楽観できない証左として同卿がイギリスに送り、五九年議會文書として公開された。一方日本の場合、石田千尋『日蘭貿易の史的的研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)により、一九世紀前期の西洋綿布(プリント地を含む)輸入の拡大という事実が明らかになっている。近世社会の海外綿布受容がインド産綿布(細織)から西洋綿布(細織)へと転換したところで開港があり、後者が大量流

入したと考える。

- (3) 例えば、石井・関口編『世界市場と幕末開港』（東京大学出版会、一九八二年）、二四二-二四四頁。
- (4) 本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊 不平等条約と「英語をはなす中国人」』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）。
- (5) 幕末維新の当該問題については石井寛治『近代日本とイギリス資本』（東京大学出版会、一九八四年）の成果に学ぶところは大きい。幕末維新の貿易を論じたものは、山口和雄・石井孝両氏を始めとして、森安彦「開港と経済変動」『講座日本近世史 7 開国』（有斐閣、一九八五年）、西川武臣『幕末明治の国際市場と日本』（雄山閣、一九九七年）がある。
- (6) 本野前掲書、序論。特に、世界恐慌が繰り返し発生し、そこでの経験を踏まえながら中国商人組織も外国商社も再編を遂げ、条約港（社会）が転変していくというイメージは参考になった。ここでいう条約港はTreaty Port(s)の訳語であるが、「開港地（場）」と大異があるわけではない。あえて条約港とするのは、当面、近世長崎港を意識したものである。その意味では、横山「出島下層労働力研究序説」（横山編『オランダ商館長の見た日本』二〇〇四年）（横山A-1）および「出島下層労働力研究序説」『都市史研究』12（二〇〇三年）（横山A-2）で考えた出島と長崎との社会関係への視角を、条約締結後の条約港に展開する準備的試論でもある。
- (7) Mansvelt, *Geschiedenis van de Nederlandsche Handel-Maatschappij* (1924-1925) 2 vols. Klein, *Op de klippen van een Nieuwe Tijd. De Nederlandse Handel-Maatschappij en de ondergang van de traditionale Nederlandse handel in Japan tussen 1870 en 1880*, J.F.E. Blasing en H.H. Vleesebeek (red.) *Van Amsterdam naar Tilburg en toch weer terug* (Leiden/Antwerpen 1992). Ton de Graaf, *Voor Handel en Maatschappij*, 2012. Goey, *A case of business failure, The Netherlands Trading company (NHM) in 1859 tot 1881, Zetischrift für Unternehmensgeschichte*, 58 (1) 2013. *Inventaris van het archief van de Nederlandsche Handel-Maatschappij (NHM)*, (1677) 1824-1964 (1994), (Het Nationaal Archief, Aangewijde editie 2013). 横山「開国前夜の日本」（吉川弘文館、二〇一三年）横山B）二五二-二五六頁。横山「オランダ貿易会社本社文

書内日本関係文書記述目録（仮）」『東京大学史料編纂所研究紀要』26（二〇一六年、横山C）。

- (8) 協荷請負人 *pacifier* については、石田千尋「賃借人の登場 近世後期におけるオランダ船協荷貿易システムの改変とその実態」『洋学』23（二〇一六年）を参照されたい（石田氏が賃借人とするものと同じ）。
- (9) Mansvelt vol. 2, p. 384. A. ボードウアン著フォス美弥子訳『オランダ領事の幕末維新』（新人物往来社、一九八七年）所収11・12・13号書翰参照。横山「日本開港とロウ貿易 オランダ貿易会社を例に」『講座 明治維新6 明治維新と外交』（有志舎、二〇一七年、横山D）。
- (10) 松井洋子編『東インド会社の解散と出島商館文書の変容』（東京大学史料編纂所研究成果報告2016-4、二〇一七年）所収出島代理店営業報告書1857年〜1874年（横山E）参照。初期はバタヴィア本社営業報告への抄録として伝わっている。なお会計年度は、たとえば一八六七年後半と六八年前半とで一八六七年度とされる。会計年度を本稿では六六年／六七年度と言うのは、六六年後半と六七年前半の年度を明示し、混乱を避けるためである。
- (11) *Vethet*については、横山E、三九八-三九九頁には長崎代理店に保険を導入することを勧告した人物として登場する。ロッテルダム近郊 *Belle* 文書館に彼の公証文書が残っている。但し未見。
- (12) NHMの輸出統計については、Mansvelt, vol. 2, Bijlage IV, UITZENDING UIT NEDERLAND DOOR DE NEDERLANDSCHE HANDEL-MAATSCHAPPJ 1824-1900. および横山C）。
- (13) ポルスブルックの来日と副領事任命の経緯については、Moeshart, *Dirk de Graef and the opening of Japan* (Amsterdam 2018), pp. 49-78. オランダでは「デ・ブラーフ」が通称とされるが、本稿では日本での（当時からの）定着名としてポルスブルックを用いる。六三年同人は横浜駐在総領事となす。
- (14) 代理人 *Agent* は自己取引を行えたが、雇員は認められなかった。
- (15) Ton de Graaf, p. 74. 注 (13) Moeshart, p. 230.
- (16) Moeshart, *A list of Names of Foreigners in Japan (1850-1900)*, 2010, p. 38-39

はBonnとこう人物が紹介されてくる。B. Donker Curtiusについてはibid., p. 72, V・中西道子「ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルティウス(その二)家系・功業・子孫」『日蘭学会会誌』24(一九八八年)。

- (17) 一梱当荷役賃が天保銭六枚で、天保銭四五枚で一ドルに兌換される場合、一五梱を運べば一艘当六×一五÷四五＝二ドルの荷役賃となり、船賃一ドルとあわせて、一艘当三ドルということになる。これを一五梱で割れば○・二ドルとなる。なお、本稿再校時に中尾俊介「横浜開港場と内湾社会」(山川出版社、二〇一九年)に接した。同書一七四頁以下は、横浜代理店の日本人スタッフのあり方の理解に有用である。近似的な「人足方」による人足編成は六七年初頭に解体させられたという。外国商社からすれば、こうした独占的労働力市場(「水主方」も?)は望ましいものとは考えられず、また、既に実質的に十全に機能しなくなっていたと推定する。吉岡注(26)後掲書第二部第一章によれば長崎でも類似したものとなっている。Verheijの報告する横浜代理店は、個別の商社に小集団(寄親? 寄子? 関係)が雇われる常態を示していると考えられるのではなからうか。

- (18) 横浜居留地五番地、豚屋火事焼失地であった。横浜開港資料館編『横浜外国人居留地』(有隣堂、一九九八年)、一〇六頁。

- (19) 初代総領事デ・ウィットは長崎を常駐地とした。横山訳「初代オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇―一八六三(2)」『東京大学史料編纂所研究紀要』28(二〇一八年)所収一八六一年一〇月月例報告参照。

- (20) 横浜競馬場病院埋葬地等の覚書(元治元年十一月二日)。外務省『締盟各国条約類纂』(一八七四年)による。

- (21) 「Ta」が横浜代理店の責任者となった六四年に雇員だったのか、代理人だったのかは史料、文献によってさまざまである。六四年度出島営業報告では、「Ta」氏が横浜で新しい代理店を管理するために同地へ出発し、Tombrink氏は出島の一等従業員としてこの新しく任命された代理人の後を継いだ」とある。松井前掲書/横山E、三七四頁。「Ta」は六四年に初代横浜代理人になった。

- (22) 横浜居留地約書(慶応二年十二月二四日)第十一條。

- (23) 一八六六年世界恐慌を指す。

- (24) 上海⇌横浜、上海⇌長崎の船便は多数あったが、横浜⇌長崎の船便が少ないことは注(19)前掲横山訳所収一八六二年二月月例報告参照。

- (25) 近世出島でcompradorといえはコンプラ⇌諸色売込人であり、彼らは比較的資本力のある町人として出島貿易における物資・労働力を調達を請け負っていた。ここで買弁とされる人間は諸色売込人とは異質であり、すでに近世的出島貿易を構成した労働力編成が変質したことを示している。横山A-1参照。

- (26) 幕末期の日用(労働力編成される側)の変容については、吉岡誠也「幕末対外関係と長崎」(吉川弘文館、二〇一八年)参照。

- (27) 六六年の世界恐慌は壱分銀流出をもたらし、偽ドルの輸入⇌通貨不安・物価高騰となつてはね返った。横山E、三九五頁

- (28) 改税約条第六條。金銀吹立所設立の件。

- (29) 五三四二×三・四×四＝七二六五一・二

- (30) 九、四〇〇両(壱分銀一二七、〇〇〇枚)分の計算が触れられていない。理由は不明。むしろ、金五、三四二両と壱分銀一八一、六〇〇枚とを別物とみなしたVerheijの思い込みの可能性もある。

- (31) 山田屋は浜崎太平次配下の長崎店商人。ボードウアンは、Verheijの監察を控え、帳簿上の十萬ドルを見せ金として用意してくれるように薩摩藩士汾陽に頼んだとされる。薩摩藩は長崎蔵屋敷からこれを用意した。高木不二「日本近世社会と明治維新」(有志社、二〇〇九年)、二二四頁。

- (32) 行速丸

- (33) 横山「幕末におけるオランダ貿易会社と下関戦争」『山口県史の窓』32(二〇一四年)(横山F)、三頁。原文は横山E所収。

- (34) herthumering改築とreparatie修理とは区別される。横山A-1、2参照。

- (35) 横山E、四三九頁参照。

- (36) 越前糸取引でのボードウアンの仲介手数料が二五%であることは、横山D、二〇四頁。

- (37) 高木前掲書、一七二頁以下。横山D、二〇三二―二〇四頁。六六年五月末の出島代理店の報告(訳文)を掲げる。「薩摩藩主と越前領産生系供給に

関する契約が取り結ばれた。この合意の結果は、次年度の報告（六七年五月末）の題材となり、そしてまた、オランダへこの品目の委託荷の中味となるであろう」（横山E、三八五頁）。なお、二〇一九年一月維新史料室の久留米市立図書館での調査によれば、山田屋は慶応期より前に久留米藩内の白蠟の集荷に関係しており、薩摩藩と越前藩との取引関係には、九州諸藩における薩摩藩商人の輸出産品集荷（換言すれば他藩国産品買占）という前提を想定することができる。もしこれが現実であれば、当該藩において国産品専売を構築することは困難なこととなる。調査に参加された諸氏の教示に記して感謝したい。なおまた、島原藩の蠟専売化については、横山E付収「白蠟の儀内分申上口上覚」（長崎歴史文化博物館、17-2265）を参照。

(38) 横山D、二〇四頁。

(39) 高村直助『小松帯刀』（吉川弘文館、二〇一二年）、一五〇頁。

(40) このときはNHMは投資対象を物産（農林水産・鉱山）に限定する方針であり、まだ（軍需）工業や金融（株式投資や手形取引）を制限する建前であった。Mansvelt, vol. 2, p. 399

(41) アレキサンダー・マッケイ『トーマス・グラバー伝』（中央公論社、一九九六年）、一四〇頁。

(42) 横山E、三八四―三八五頁、参照。

(43) Pask-Smith, *Western barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa days, 1603-1868, 1930.*

(44) Y.A. Honjo, *Japan's early experience of contract management in the treaty ports, 2003.* C. Roberts *The British courts and extra-territoriality in Japan, 1859-1899, 2014.*

(45) 中尾注(17)前掲書は、これまでの（欧米の）条約港研究とは一線を画する論理を内包し、その論点を今紹介したNHMからどう考えるかは、廃藩置県と七三年恐慌を踏まえて駐日代理店網の再編が行われる過程の検討の中で果たすことができると思われる。

〈付記〉

本稿は、東京大学史料編纂所維新史料研究国際ハブ拠点プロジェクト及び共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」（二〇一八・二〇一九年度）の成果の一部である。